

にしかん観光周遊ぐる～んバス車両広告取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、にしかん観光周遊ぐる～んバス（以下「バス」という。）車両等における広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(要件)

第2条 広告の内容は、バスの公共性と品位を損なう恐れのないものでなければならない。

2 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業
- (2) 政治及び宗教活動に関わると認められるもの
- (3) 公序良俗に反すると認められるもの
- (4) その他、公益上不相当と認められるもの

3 前項各号の該当性の基準は、新潟市広告掲載基準を適用する。

(広告掲載箇所等)

第3条 広告の掲載箇所、掲載規格、掲載期間及び掲載料金等は別表1のとおりとする。なお、料金は月毎とし、1日でも掲載した場合は月額料金を徴収する。ただし、4月分は5月分に含めるものとする。

(広告の募集)

第4条 広告掲載箇所に空きがある場合は、運行受託者が随時募集し、別紙「にしかん観光周遊ぐる～んバス車両広告掲載申込書」の提出を受け、先着順で掲載するものとする。ただし、掲載希望が重複した場合は抽選とする。

(広告掲載料の徴収について)

第5条 広告掲載料の徴収は運行受託者が毎月行い、バス運行経費にかかる請求額より差し引くこととする。ただし、当該年度分のすべての掲載期間の掲載料を、一括して徴収することができるものとする。

2 広告主は、広告掲載料を原則、掲載開始までに運行受託者の口座へ振込むこととし、振込手数料は広告主が負担する。

(広告掲載料の免除について)

第6条 市長は、特別の理由があると認める場合は、その掲載料の全部又は一部を免除することができる。

(広告表示内容の承諾)

第7条 運行受託者は、広告主に広告の表示内容案を提出させ、広告を作製する前に新潟市西蒲区産業観光課の承諾を得ること。

(広告主の責任)

第8条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告の作製及び運行受託者への納品は広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

3 広告主は、車外広告については車両用超強磁力マグネットシートで作製し、走行時の落下防止に努めること。

(広告掲載の取り止め)

第9条 新潟市は、第7条による広告表示内容の承諾後でも、第2条の要件に該当した場合、広告掲載を取り止めることができる。ただし、この場合において、掲載料及び作製料は返還しないものとする。

2 広告主の申出により広告掲載を取り消す場合は、掲載料及び作製料は返還しないものとする。

(協議)

第10条 この基準に定めのない事項又は疑義が生じたときは、広告主、運行受託者及び新潟市で協議のうえ、誠意をもって解決を図るものとする。

別表1

掲載箇所	掲載規格 (縦×横)	掲載期間	掲載料金 (1枠あたりの 月額料金)	掲載可能台数 及び枠数
車外 右側面	500mm×500mm 以内	月単位	2,000 円/枠	2台・計4枠
車外 左側面	500mm×500mm 以内	月単位	2,000 円/枠	2台・計4枠
車外 後方	250mm×1,250mm 以内	月単位	3,000 円/枠	2台・計2枠
車内 上部側面	B3サイズ以内	月単位	1,000 円/枠	2台・計10枠

※ 料金は掲載料のみです。広告物は広告主が作製してください。車外広告は、車両用超強磁力マグネットシートで作製してください。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。